

第3部

2019 White Paper on Small Enterprises in Japan

小規模事業者の 防災・減災対策

第1章 小規模事業者に対する自然災害の影響

2011年の東日本大震災以降、我が国では自然災害が頻発しており、2018年は大阪府北部地震、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、台風第19～21号、北海道胆振東部地震など、地域の小規模事業者に大きな影響を与える大規模な災害が続けて発生した（第3-1-1図）。

第3-1-1図 自然災害による中小企業の被害例（2018年）

平成30年7月豪雨 （西日本豪雨）	台風第19～21号	北海道胆振東部地震
豪雨災害初の激甚災害（本激） 中小企業被害額：4,738億円	25年ぶりに非常に強い勢力で上陸 中小企業被害額：99億円	地震による停電で全道に影響 中小企業被害額：42億円

資料：中小企業庁「中小企業の防災・減災対策に関する現状と課題について」（2018年11月）

（注）中小企業被害額については、激甚災害指定に係る被害調査時点において、自治体から直接被害として報告のあったもの。

また、首都直下地震や南海トラフ地震の発生が想定されることに加えて、近年は水害の発生リスクも上昇している。このような大規模災害が小規模事業者の事業継続に及ぼす影響を小さくするには、自然災害に対する事前の備えが重要である。

第3部では、我が国の自然災害の発生状況や小規模事業者への影響を概観するとともに、小規模事業者における自然災害に対する備えの状況などについて分析していく。

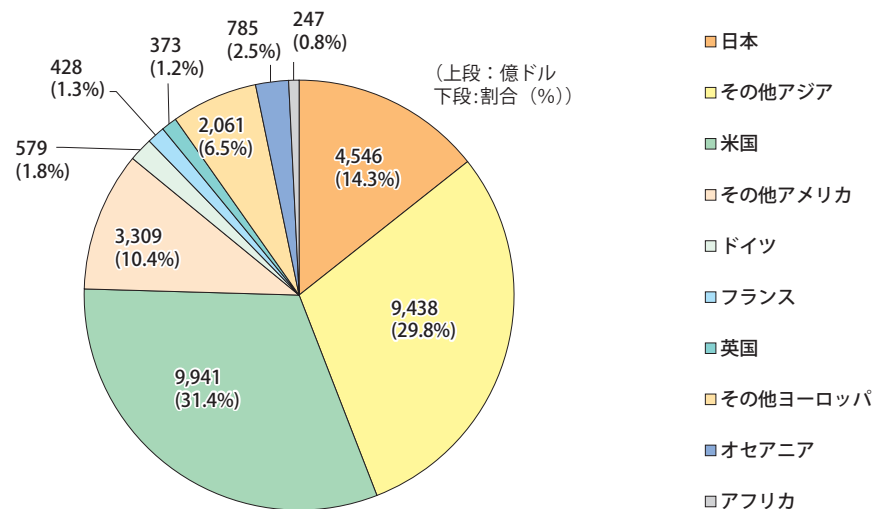
第1節 自然災害の発生状況

1 世界における我が国での自然災害の被害額

はじめに、世界における我が国での自然災害の被害額について確認する。第3-1-2図は、世界における1985年から2018年までの自然災害による

累積被害額構成を示している。これを見ると、我が国における自然災害による被害額の割合は、世界全体の14.3%と高い水準にあることが分かる。

第3-1-2図 世界における自然災害被害額と被害額の割合



資料：ルーバン・カトリック大学疫学研究所災害データベース（EM-DAT）より中小企業庁作成

(注) 1. 1985年～2018年の自然災害による被害額を集計している。

2. 2018年12月時点でのデータを用いて集計している。

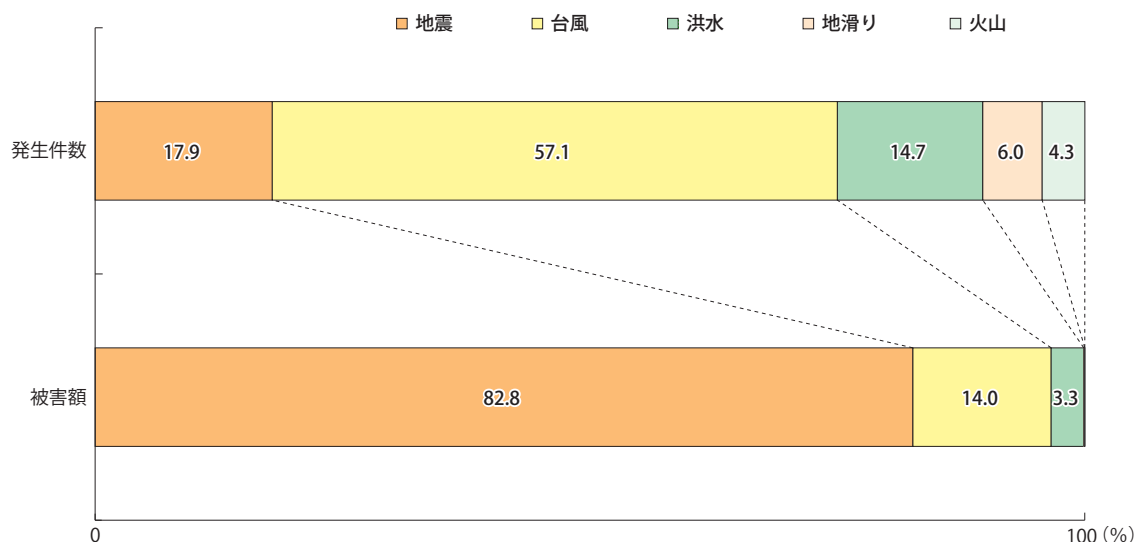
3. EM-DATでは「死者が10人以上」、「被災者が100人以上」、「緊急事態宣言の発令」、「国際救援の要請」のいずれかに該当する事象を「災害」として登録している。

2 我が国における自然災害の発生状況

次に、我が国における自然災害の発生状況などについて確認する。我が国における自然災害による被害の内訳を見ると、発生件数は「台風」が57.1%と最も多く、次いで「地震」、「洪水」が多

い（第3-1-3図）。被害額は、一たび発生すれば広域に甚大な被害をもたらす「地震」が8割超を占めており、次いで「台風」、「洪水」の順となっている。

第3-1-3図 我が国における自然災害の発生件数及び被害額の災害別割合



資料：ルーバン・カトリック大学疫学研究所災害データベース（EM-DAT）より中小企業庁作成

(注) 1. 1985年～2018年の自然災害による被害額を集計している。

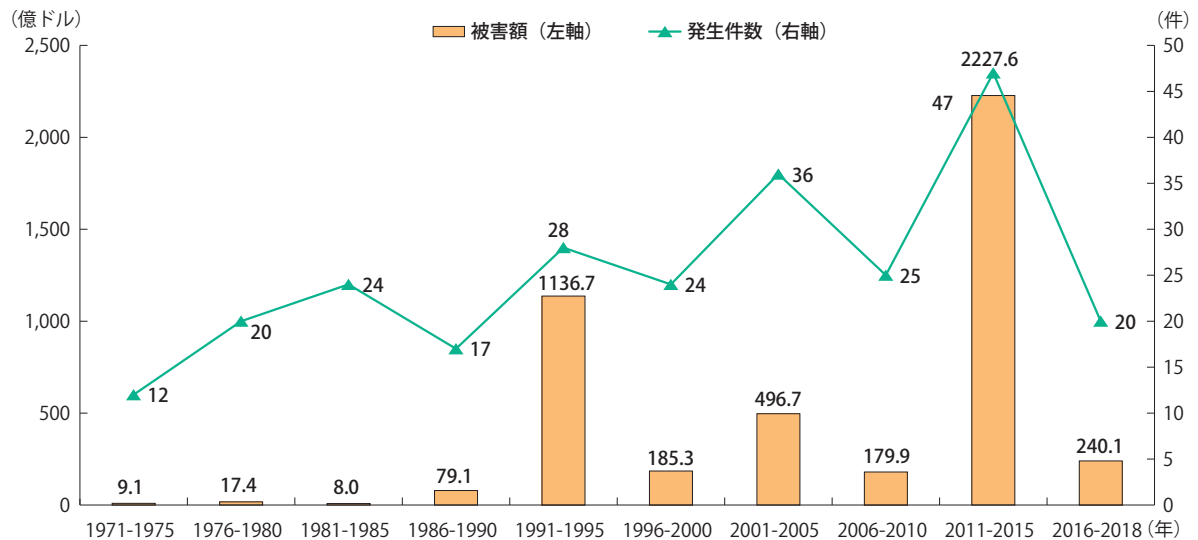
2. 2018年12月時点でのデータを用いて集計している。

3. EM-DATでは「死者が10人以上」、「被災者が100人以上」、「緊急事態宣言の発令」、「国際救援の要請」のいずれかに該当する事象を「災害」として登録している。

第3-1-4図は、我が国における自然災害の発生件数と被害額の推移を示している。これを見ると、自然災害の発生件数は変動を伴いながら増加

傾向にあり、阪神・淡路大震災（1995年）、東日本大震災（2011年）の発生時には大規模な被害を記録している。

第3-1-4図 我が国の自然災害発生件数及び被害額の推移



資料：ルーバン・カトリック大学疫学研究所災害データベース（EM-DAT）より中小企業庁作成

(注) 1. 1971年～2018年の自然災害による被害額を集計している。

2. 2018年12月時点でのデータを用いて集計している。

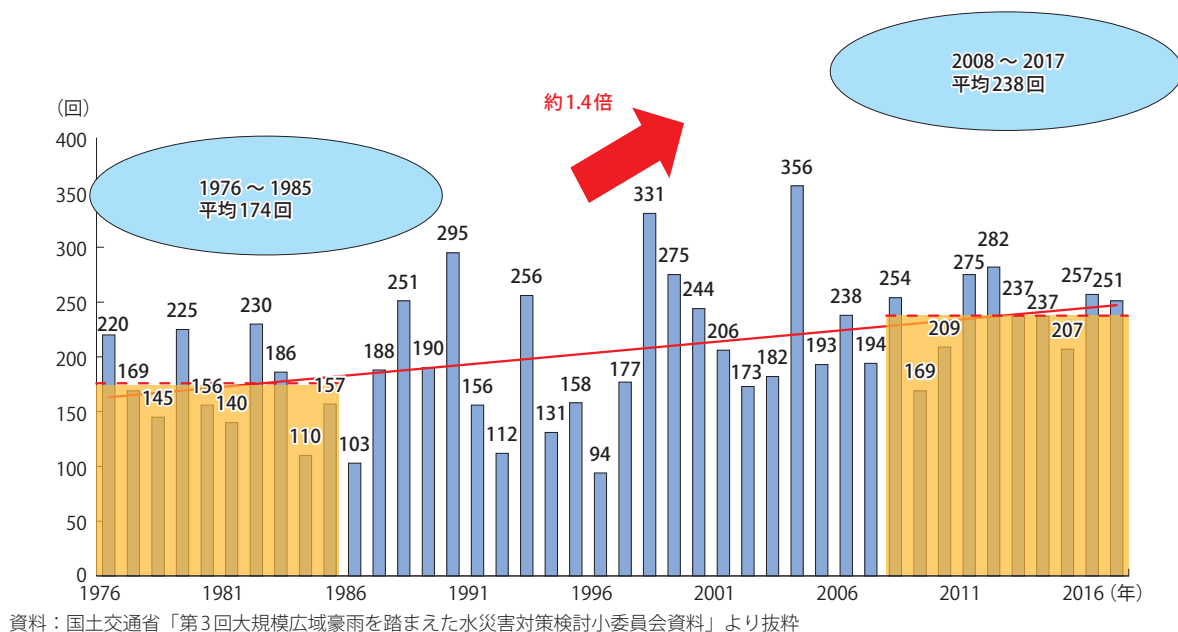
3. EM-DATでは「死者が10人以上」、「被災者が100人以上」、「緊急事態宣言の発令」、「国際救援の要請」のいずれかに該当する事象を「災害」として登録している。

中でも、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）では、豪雨災害としては初めて中小企業被害が激甚災害¹（本激）として指定されるなど、広範囲に大きな被害をもたらした。第3-1-5図によれば、こうした被害をもたらす大雨について、1時間降

水量50mmを上回る大雨の発生件数が、この30年間で1.4倍に増加していることが分かる。今後も気候変動の影響により、水害が頻発することが懸念される。

1 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、政府は、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。なお、激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている、「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）による。

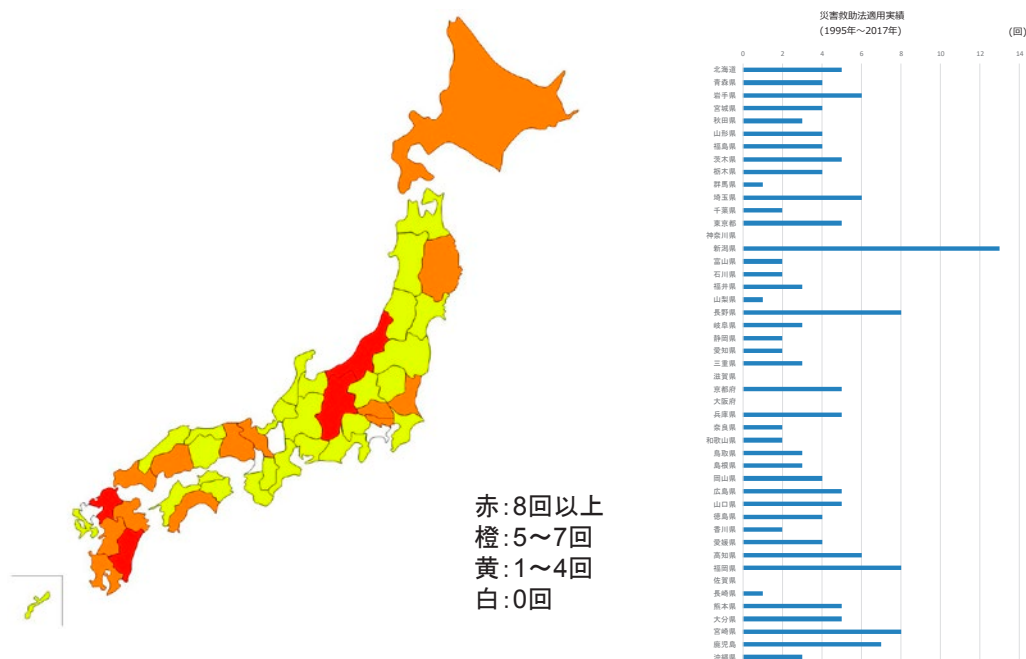
第3-1-5図 1時間降水量50mm以上の年間発生回数（アメダス1,000地点あたり）



第3-1-6図は、1995年から2017年にかけて災害救助法²が適用された都道府県及びその回数を示したものである。ほとんどの都道府県において災

害救助法が適用されており、大きな自然災害は、地域によらず各地で発生する可能性のあることが示唆されている。

第3-1-6図 災害救助法の適用実績（1995年～2017年）



資料：平成30年度防災白書「災害救助法の適用実績」より中小企業庁作成

2 災害救助法の適用要件

災害救助法の適用については、①災害によって市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失（全壊）がある場合、②多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等、①②いずれかの場合であり、近年の災害においては、主に②の理由による適用のケースが多い。なお、同法の適用については都道府県知事が判断し、決定することとなっている。

我が国はその地形、地質、気候などの自然条件から、自然災害の発生リスクが高い。また、自然災害は全国各地で発生しており、各地の小規模事業者にとっては、決して「他人事」ではない。

各々の事業者は自らの立地地域における自然災害のリスクを認識し、「自分事」として災害への備えを考えていく必要がある。

第2節 被災による小規模事業者への影響

1 小規模事業者が被災した際に生じる問題

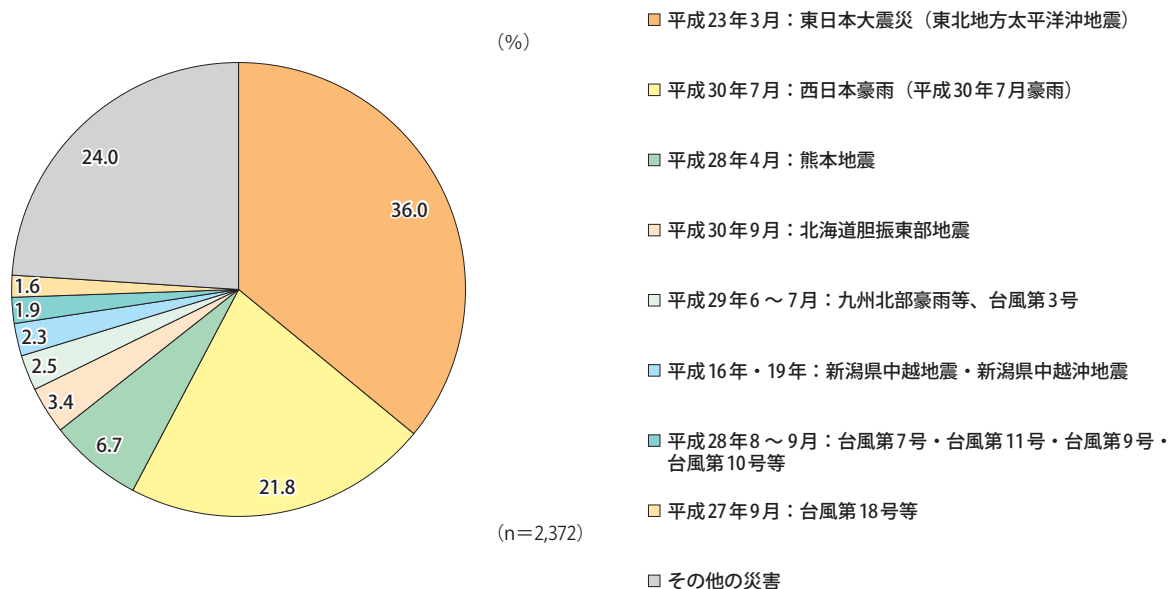
第2節では、小規模事業者が自然災害によって受けた被害の実態などについて把握する。上記については、「小規模事業者の災害対応に関する調査³」（以下、「アンケート調査」という。）を用いて分析を行っていく。

自然災害について確認したものである。アンケート回答者は「平成23年3月：東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）」により被害を受けたと回答する事業者が最も多く、次いで「平成30年7月：西日本豪雨（平成30年7月豪雨）」、「平成28年4月：熊本地震」となっている。

①小規模事業者が過去に被災した自然災害

第3-1-7図は、過去に事業上の損害を被った自

第3-1-7図 被災により事業上の損害を受けた災害



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「小規模事業者の災害対応に関する調査」（2018年12月）

(注) 1. 有効回答件数5,339者のうち、過去の被災により何らかの事業上の損害を受けたと回答した2,372者に対し、該当の災害を確認している。

2. 被災した災害が複数存在する場合は、被った損害が最も大きいものを回答することとしている。

3. 「事業上の損害を受けた経験はない」の回答を除いて集計している。

4. 「平成23年3月：東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）」は、自然災害による損害に限って集計している。

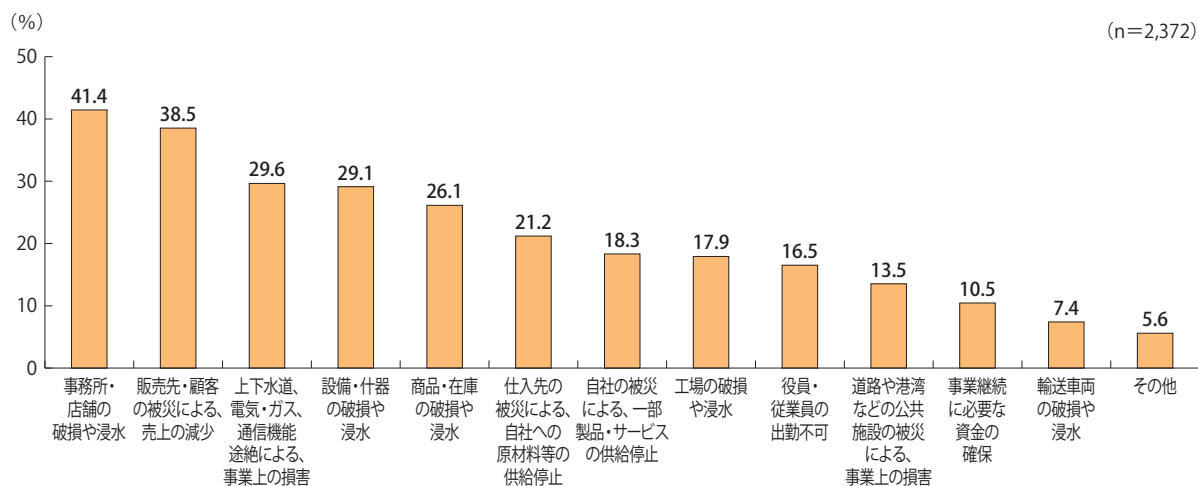
3 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）が、2018年12月に商工会及び商工会議所の会員のうち、小規模事業者を対象に実施したWebアンケート調査（有効回答件数：商工会の会員4,700者、商工会議所の会員639者）

②自然災害が小規模事業者に与える損害

第3-1-8図は、前掲第3-1-7図で回答した災害時における事業上の被害内容を示したものである。これを見ると、「事務所・店舗の破損や浸水」と回答する事業者が最も多い。また、「販売先・

顧客の被災による、売上の減少」及び「仕入先の被災による、自社への原材料等の供給停止」との回答も一定割合を占めており、自社の被災だけでなく、顧客や仕入先の被災を要因とした事業上の損害も数多く発生していることが分かる。

第3-1-8図 被災によって受けた被害の内容



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「小規模事業者の災害対応に関する調査」（2018年12月）

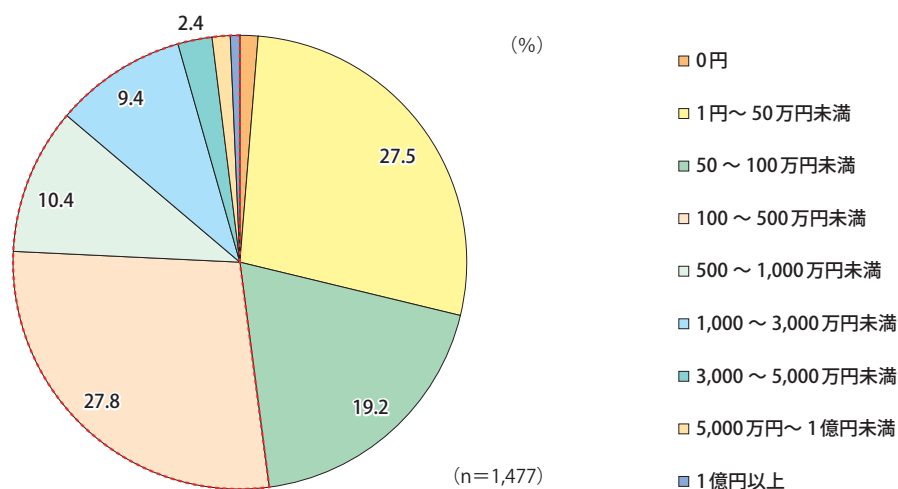
（注）1. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

2. 過去の被災により、事業上の損害を受けた経験がある者の回答を集計している。

被災時における物的損失額を示す第3-1-9図によると、100万円以上の損害を受けた事業者の割

合が5割を超え、1,000万円以上の損害を受けた事業者も1割程度存在する。

第3-1-9図 被災によって被った物的損失額



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「小規模事業者の災害対応に関する調査」（2018年12月）

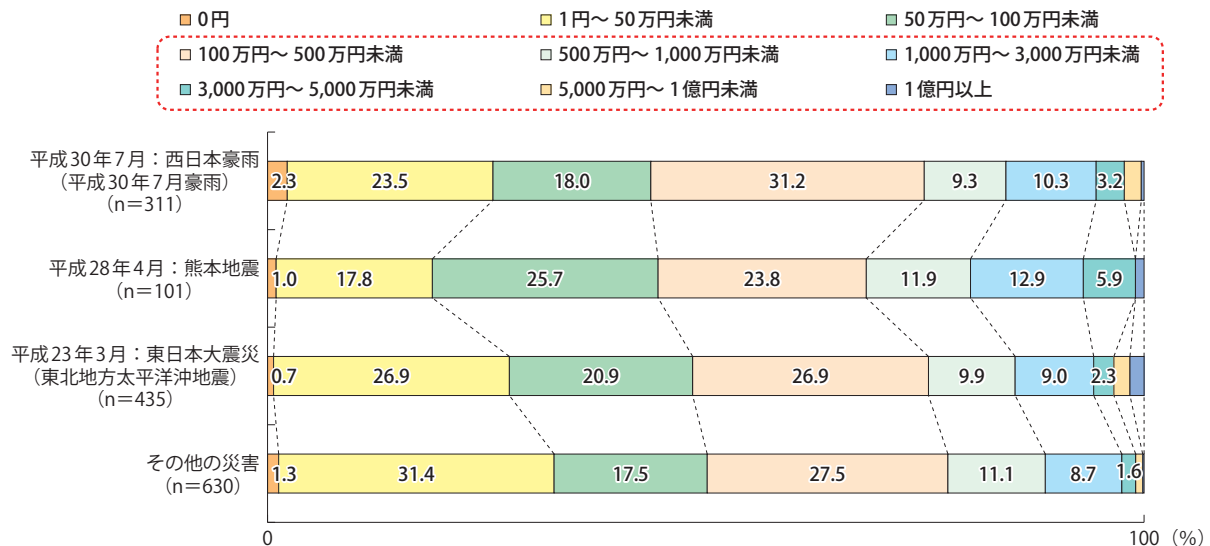
（注）1. 過去に事業上の被災経験があり、物的損害を被った者の回答を集計している。

2. 損害額について「分からない」と回答した者を除いて集計している。

第3-1-10図は、小規模事業者が過去に被災した災害別に、被った物的損失額を見たものである。いずれの災害においても、100万円を超える

物的損害を被っている者が過半数を占めていることが分かる。

第3-1-10図 被災した災害別に見た、被った物的損失額



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「小規模事業者の災害対応に関する調査」（2018年12月）

（注）1. 過去に事業上の被災経験があり、物的損害を被った者の回答を集計している。

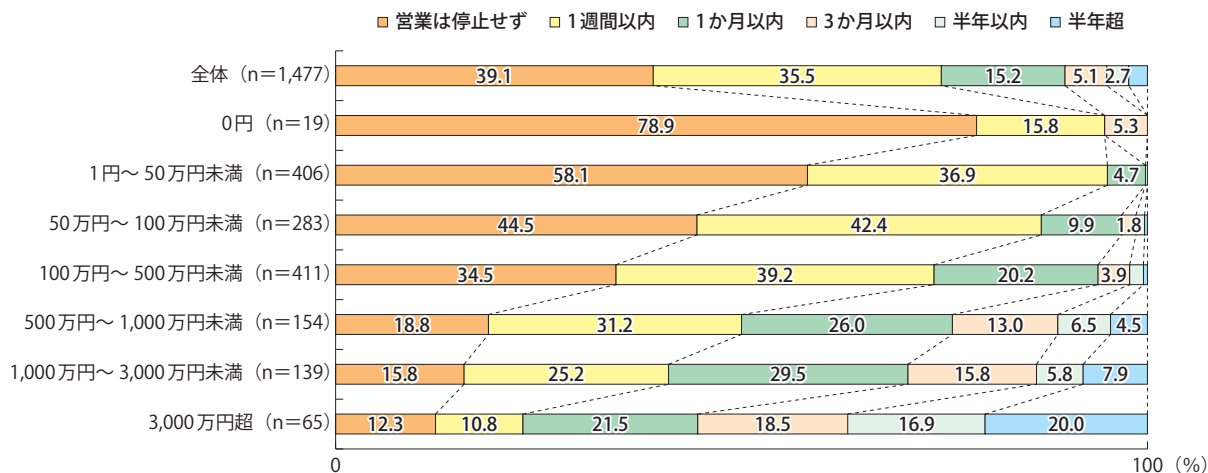
2. 「平成23年3月：東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）」は、自然災害による被害に限って集計している。

3. 被災した災害について、「平成30年9月：北海道胆振東部地震」、「平成29年6～7月：九州北部豪雨等、台風第3号」、「平成28年8～9月：台風第7号・台風第11号・台風第9号・台風第10号等」、「平成27年9月：台風第18号等」、「平成19、16年：新潟県中越沖地震・新潟県中越地」、「その他の災害」の項目を「その他の災害」として集計している。

第3-1-11図は、被災による営業停止期間を、物的損失額別に示したものである。損害額が大きいほど、「営業は停止せず」と回答した事業者の

割合が低くなり、営業停止期間が長くなる傾向がある。建物・設備などの物的損害が、復旧に影響を及ぼしているものと推察される。

第3-1-11図 被災によって被った物的損失額別に見た、被害を受けた事業拠点における営業停止期間



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「小規模事業者の災害対応に関する調査」（2018年12月）

(注) 1. 過去の被災によって事業上の損害を受け、物的損害が発生した者の回答を集計している。

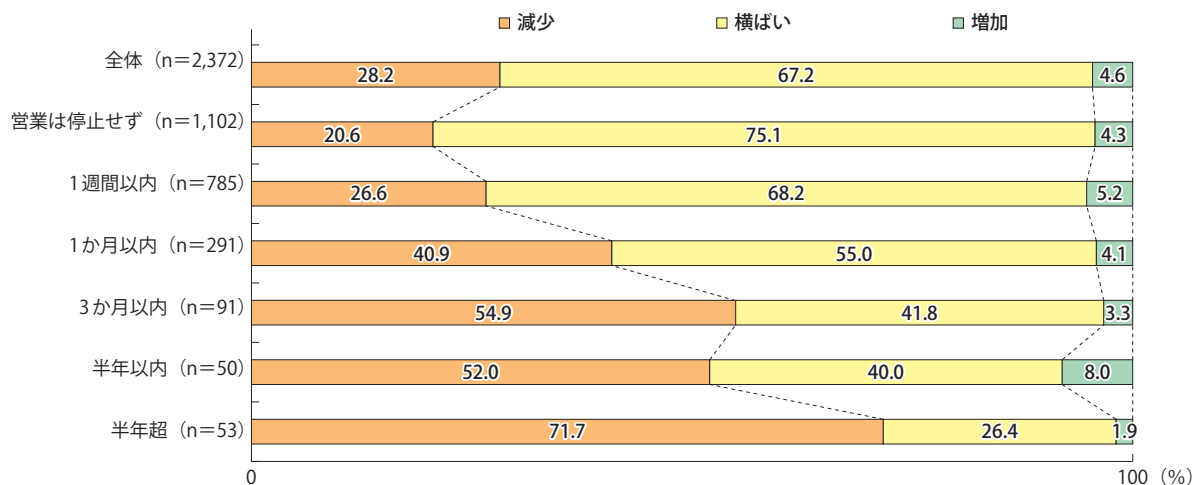
2. 営業停止期間について、「1日」、「2～3日」、「1週間以内」の項目を「1週間以内」とし、「1年以内」、「1年超」、「再開していない」の項目を「半年超」としている。

3. 損害額について、「3,000万円～5,000万円未満」、「5,000万円～1億円未満」、「1億円以上」の項目を「3,000万円超」としている。

第3-1-12図は、被災による営業停止期間別に、被災3か月後における被災前と比較した取引先数の推移を見たものである。これによると、営業停

止期間が長いほど、取引先数が減少する傾向にある。

第3-1-12図 被災による営業停止期間別に見た、被災3か月後における被災前と比較した取引先数の推移



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「小規模事業者の災害対応に関する調査」（2018年12月）

(注) 1. 過去の被災により、事業上の損害を受けた経験がある者の回答を集計している。

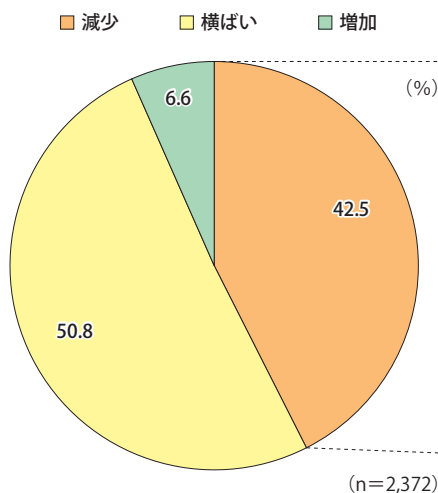
2. 営業停止期間について、「1日」、「2～3日」、「1週間以内」の項目を「1週間以内」とし、「1年以内」、「1年超」、「再開していない」の項目を「半年超」としている。

第3-1-13図は、過去に被災経験がある事業者の、被災3か月後における、被災前と比較した売上高の変化を見たものである。被災した事業者の42.5%で、売上高が減少している。また、売上高

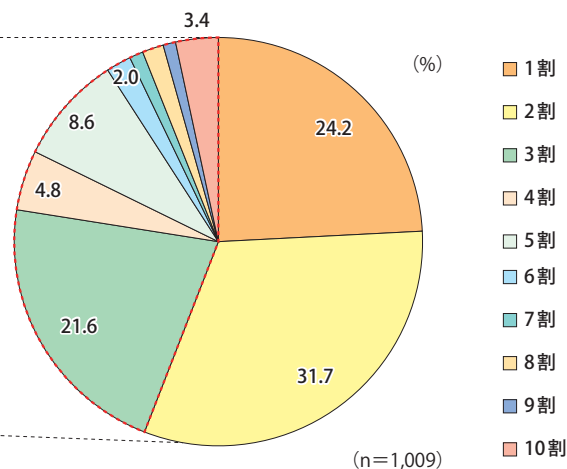
が減少した者における売上高の減少割合を見ると、3割以上と回答した者が半数近くを占めていることが分かる。

第3-1-13図 被災3か月後における、被災前と比較した売上高の変化

(1) 売上高の変化



(2) 減少割合

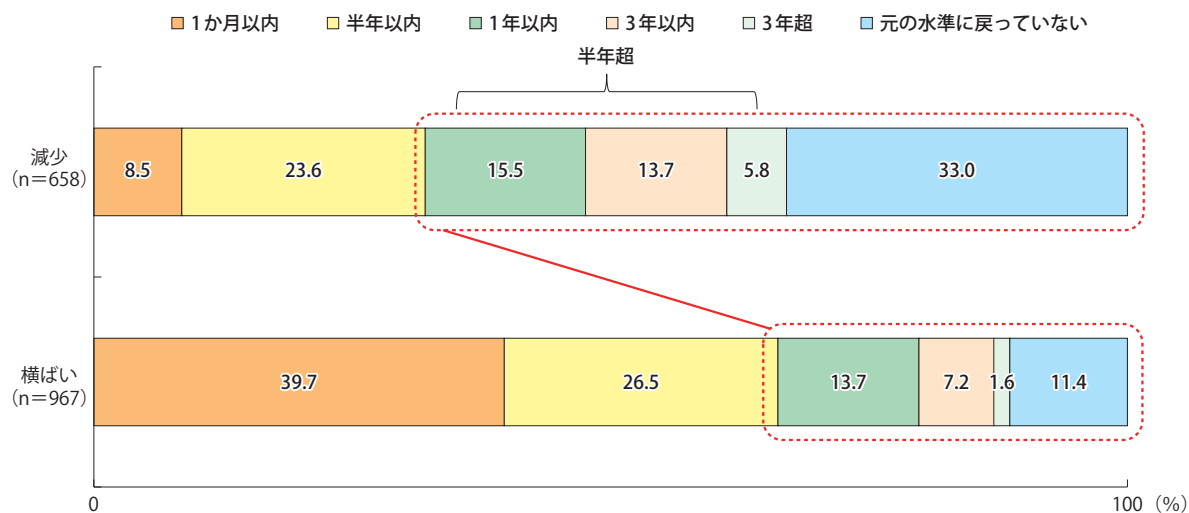


資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「小規模事業者の災害対応に関する調査」（2018年12月）
 (注) 過去の被災により、事業上の損害を受けた経験がある者の回答を集計している。

第3-1-14図は、売上高が下がった事業者を対象にして、取引先数減少の有無別に、売上高が元の水準に戻るまでの期間を示している。被災して取引先数が減少した事業者では、横ばいの事業者と比べて、元の水準に戻るまでに半年超を要した事業者や、元の水準に戻っていない事業者の割合

が高い。被災によって取引先が減少すれば、下がった売上高が元に戻るまでに時間が掛かる傾向が見て取れる。したがって、売上高を被災前の水準に維持するためには、取引先数の減少を防ぐ必要もあると考えられる。

第3-1-14図 被災による取引先数の減少の有無別に見た、下がった売上高が元の水準に戻るまでの期間



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「小規模事業者の災害対応に関する調査」（2018年12月）

(注) 1. 取引先数の変化は、被災3か月後における被災前との比較について表している。

2. 「取引先数が増加」の項目は表示していない。

3. 被災3か月後において、被災前と比較し売上高が減少したと回答した者を集計している。

4. 下がった売上高が元の水準に戻るまでの期間について、「1週間以内」、「2週間以内」、「1か月以内」の項目を「1か月以内」とし、「5年以内」、「5年超」の項目を「3年超」としている。

以上のとおり、自然災害による小規模事業者の被災は、物的損失に加えて、営業停止、取引先数の減少、売上高の減少などの事業上の影響をもたらすことが分かる。さらに、営業停止期間が長引くほど取引先数が減少する可能性が高まり、それ

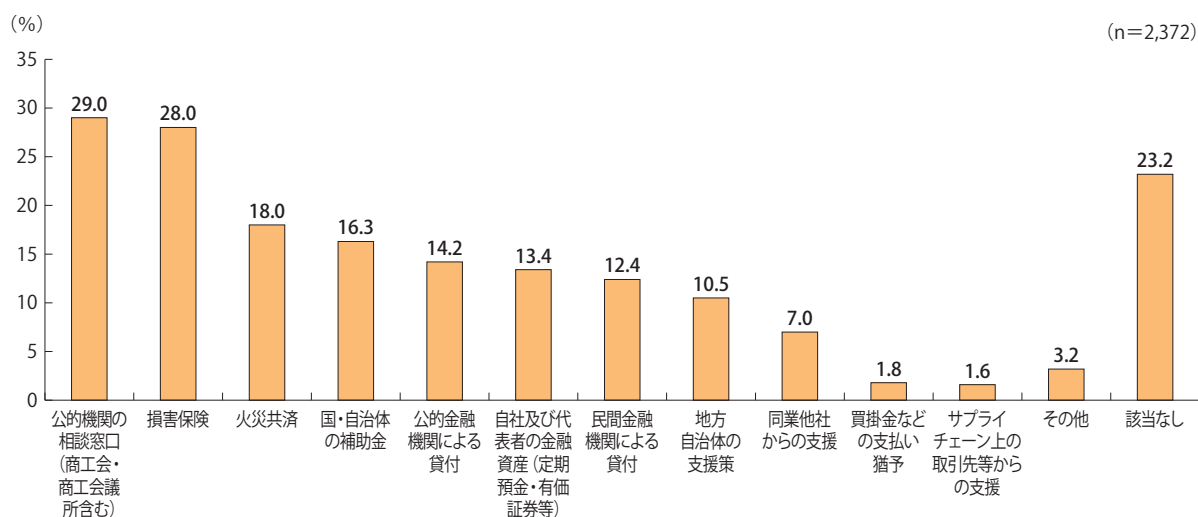
により、被災によって下がった売上高が元の水準に戻るまでの期間が長期化することを踏まえると、被災後における円滑な事業継続のためにも、営業停止期間を短期間に抑えることが重要と考えられる。

2 復興に向けて活用したもの

第3-1-15図では、被災した小規模事業者が復興する際に活用した支援策などを示している。これを見ると、「公的機関の相談窓口（商工会・商工会議所含む）」と回答した割合が最も高く、次

いで「損害保険」と続いており、公的な支援策のみならず民間サービスの活用も重要であることが分かる。

第3-1-15図 過去の自然災害の被災時において、復興する際に活用したもの



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「小規模事業者の災害対応に関する調査」（2018年12月）

（注）1. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

2. 過去の被災により、事業上の損害を受けた経験がある者の回答を集計している。

3. 本アンケートは、商工会・商工会議所の会員を対象としていることに留意が必要である。

コラム

3-1-1

中小企業の災害に備えた強靱化の取組

●中小企業強靱化研究会の開催（2018年11月～）

2018年度は、2018年7月の西日本豪雨をはじめ、相次ぐ台風被害や北海道胆振東部地震など、地域の中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業等」という。）に甚大な影響を及ぼす大規模災害が頻発した。とりわけ、西日本豪雨においては、被害が11府県に及び、中小企業被害額は4,738億円（※）の被害が生ずるなど、広範囲かつ大規模な被害となった。

こうした自然災害に対して、事前のリスク認知や備えを講ずることなく被災した場合、発災直後の混乱や被害により、影響が拡大するおそれがある。一方、平時から防災・減災対策や災害時の代替先の確保、他社との連携、保険・共済などのリスクファイナンスの活用に取り組んでいる事業者は、被災した場合であっても、被害の拡大の回避や復旧支援の獲得、早期の事業再開に成功している事例が存在する。

これまでも中小企業庁では、BCPの策定・運用に必要な事項などをまとめた「中小企業BCP策定運用指針」の公表や、日本政策金融公庫では当該指針に基づき策定したBCPによる施設の耐震化などの取組に対して融資を行う制度を設けて、自然災害への事前の備えを後押しするための施策を講じてきているが、未だ中小企業・小規模事業者の取組は一部に止まっており、一連の自然災害の教訓も踏まえて、更なる取組を促すため、外部有識者からなる「中小企業強靱化研究会」を立ち上げた。

中小企業・小規模事業者の取組を促すためには、事業者自らの取組に加えて、中小企業・小規模事業者を取り巻く関係者の協力も必要である。このため、防災・減災の専門家に加えて、サプライチェーンの大企業や損害保険業界などにも参画いただき、事前の備えを促進するために官民に期待される取組を多角的に検討し、検討結果は、「中小企業・小規模事業者強靱化対策パッケージ」（2019年1月）としてとりまとめた。

（※）中小企業被害額については、激甚災害指定に係る被害調査時点において、自治体から直接被害として報告のあったもの。

●「中小企業・小規模事業者強靱化対策パッケージ」について

官民の多様な主体による取組を強化し、中小企業・小規模事業者の防災・減災対策の取組を加速化していくために、2018年12月14日に改訂された「国土強靱化基本計画（閣議決定）」に沿って総合的な取組を進めていく。

- （1）中小企業が、自然災害に備えた事前対策を強化する取組に対して、新たに公的認定制度を設け各種支援措置を講ずる。
- （2）公的認定制度の取組内容として、保険加入などを始めとするリスクファイナンス対策の取組を盛り込むことで、リスクファイナンスの取組の促進を図る。
- （3）2018年度補正予算を活用して、中小企業の自然災害対応を強化していくため、
 - ①商工会・商工会議所などの経営指導員による事前対策の啓発活動や、中小企業向けセミナーを全国各地で開催する。
 - ②公的認定制度を中小企業が活用できるよう、全国各地でワークショップ開催や、中小企業に赴き計画策定を支援するハンズオン支援を実施し、事業者単体又は連携して実施する事前対策の取組を広めていく。
 - ③中小企業の取組を支援・指導できる人材育成のため、経営指導員や地域の中小企業診断士向けの研修会を開催し、指導人材などを各地に配置していく。
- （4）こうした取組を進めていくに当たり、サプライチェーン上の親事業者、地方自治体、損害保険会社・代理店、地域金融機関、商工団体などの中小企業を取り巻く関係者の役割は大きく、これら機関からの働きかけが期待される。

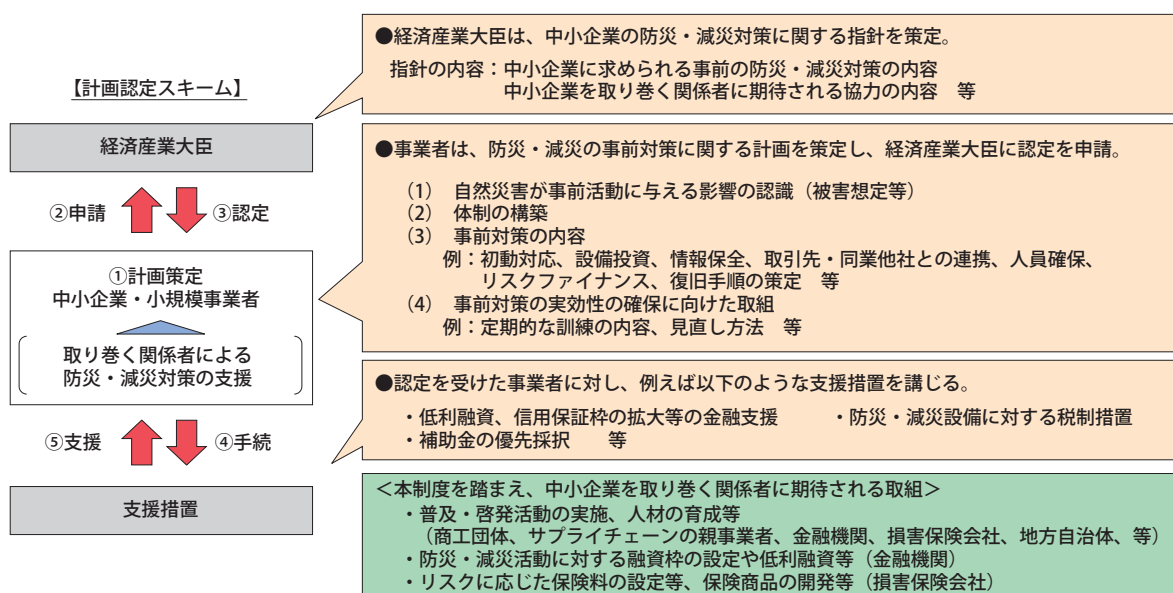
●中小企業強靱化法案による支援措置

「中小企業・小規模事業者強靱化対策パッケージ」における対策の実現に向けて今通常国会に、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案（中小企業強靱化法案）」を提出した。

同法律案における主要な措置事項は以下のとおりとなっている。

- (1) 事業継続力強化に対する基本方針を策定する。
- (2) 中小企業の事業継続力強化に関する計画を認定し、認定事業者に対し、信用保証枠の追加、低利融資、防災・減災設備への税制措置、補助金優先採択などの支援措置を講ずる。
- (3) 商工会又は商工会議所が市町村と共同して行う、小規模事業者の事業継続力強化に係る支援事業（普及啓発、指導助言など）に関する計画を都道府県が認定する制度を創設する。

コラム3-2-1 図 公的認定制度の基本的な枠組み



事例

事例3-1-1：株式会社 IKEMOTO

「豪雨で甚大な被害を受けたが、復旧に向け迅速に対応して再建した企業」

岡山県総社市の株式会社 IKEMOTO（従業員数13名、資本金3,500万円）は2012年に設立された、JR西日本関連の橋梁の耐震補強や落橋防止工事のほか、その工法や仮設工事用の資材の開発、資材リースなどを行っている企業である。

平成30年7月豪雨により、本社事務所兼資材倉庫のある総社営業所が被災し、約1m浸水した。資材倉庫に保管していた資材や工具の多くが水に浸かり、車両7台を廃車にせざるを得ない状況で、被害額は総額で約8,000万円に上った。また、請求書などの紙の書類も全て濡れてしまったため、事務面でも大きな被害を受けてしまったという。従業員全員が無事であったことが、せめてもの救いだった。

それでも、池元博之社長は、再建に向けて迅速に対応した。まず、被災翌日の7月7日の午後には全従業員を集めて、1週間で復旧させることを明確な目標に掲げた。そして、復旧に必要な備品が品薄になり手に入らなくなることを危惧し、ワイパーや長靴、スコップなどを直ちにホームセンターで購入し、復旧作業用のレンタカー10台も早急に手配した。このような迅速な行動により、復旧が大いに進んだ結果、JRの災害復旧にも早期に駆け付けることができた。

また、損害保険に加入していたことも支えになった。同社の特殊な業務上、工具類には1台数百万円するものもあるため、事務所のすぐ脇に高梁川があること考慮して、ちょうど豪雨の約1か月前に工具全てに保険を掛ける内容に見直していた。その結果、保険金は約3,500万円支払われることになり、実質的な被害額を抑えることができた。

現在、上記の経験を教訓に、大雨が予想される時には、全ての営業車両を高台へ退避させ、床面に置いてある工具類を全て移動させるなどの対策を行っている。また、外付けハードディスクで管理していたデータが浸水により失われた経験を踏まえ、被災以降はクラウド管理するように切り替えた。また、被災を機に従業員が防災対策を意識するようになり、緊急時の連絡体制の構築、工具類の保管場所、各対応事項のリストもできた。

池元社長は「被災による事業への影響は大きかったが、下を向いていても仕方なく、自社の事業で利益を出し、現在開発中の仮設足場材料や耐震補強材・剥落防止材の開発を進めていけば良いと考えている。今回の件を踏まえ、今後は被災時の体制強化のため、2019年度上旬を目処にBCPを策定したい。」と語っている。



池元博之社長



浸水の痕跡を残す資材倉庫の壁面

事例 事例3-1-2：有限会社瀬戸生花

「大規模災害の被災をきっかけに、生産性向上に取り組む企業」

福井県坂井市の有限会社瀬戸生花（従業員7名、資本金300万円）は、主にキクの花束の製造、加工を行う企業である。もともとはキクなどの栽培農家で、ハウス34棟で年間95万本のキクを出荷するまで成長し、1999年に6次産業化の取組として生花を加工する法人を設立した。キクを加工した花束は、福井県内のスーパーやホームセンターなどの量販店30店以上に出荷している。

同社は、2017年からの約1年間に3回もの自然災害に遭い、甚大な被害を受けた。2017年10月の台風第21号と2018年2月の福井豪雪により、34棟あったハウスのうち27棟を倒壊で失った。続いて、2018年7月の西日本豪雨により、農地が冠水し、お盆用に作付けした露地栽培のキク約25万本のうち、7万本以上が出荷できなくなり、加工用の生花を外部から調達せざるを得なくなった。自社栽培と比べ、外部調達は原価率が高く、被害を受けるまでの栽培に係る人件費（約115万円）や、ハウスの解体・撤去など広範に渡る被害は経営に大きな打撃を与えたという。

被災経験をきっかけに、瀬戸誠市社長は収益性の高い事業体制へ見直しを行った。まず、倒壊したハウスの再建を6棟にとどめ、露地栽培中心に切り替えた。ハウス栽培では通年出荷が可能であったとこ

ろ、お盆や彼岸、正月など需要が集中する時期へ絞り込んで花束を出荷する方針とした。

この事業体制の見直しには、鮮温庫を中心とした「鮮温保管システム」の構築が鍵となる。2018年の試験導入では、生花の保管を2倍近く長期化でき、需要期まで待って花束を出荷することが可能になったため、これまでは従業員が残業して集中的に行っていた加工作業を平準化することができた。また、自前の農地だけでなく外部からもキクを調達していたが、需要期よりも早い安価な時期に仕入れて保管することも可能となり、利益率が大幅に向上するなどの効果も見込まれている。

現在、鮮温庫は建設中であるが、2年後には経常利益の450%以上の増加を見込んでいる。また、システム構築に当たり、生産体制の見直し・管理運営は経験を積んだ従業員に任せ、経営安定化に向けた新規事業は瀬戸社長が担うという役割分担の明確化も、同社の業務効率化に大いに奏功している。

「災害で極めて大きな被害を受けたが、それを逆手に取って、働き方改革や収益性の向上に結び付けることができた。この地域は米も美味しいため、業務効率化を進め、創出した余力で、新規事業として稲作の拡大を進めたい。」と瀬戸社長は語る。



同社の従業員の皆さん
（鮮温庫前にて）



導入された鮮温庫の内部



パック花加工作業

第3節 まとめ

本章では、我が国における自然災害の被災状況などについて概観した。世界的に見ても我が国は自然災害による被害額が大きく、中でも地震により大きな損害を被ってきたことが分かる。他方で、近年は豪雨の発生件数も増えてきており、今後も頻発することが懸念される。

加えて、自然災害が小規模事業者に与える影響

なども確認した。被害の内容は多岐にわたり、大きな物的損害の発生や、営業停止に陥る可能性もあることが分かった。また、営業停止が長引くにつれて、取引先が減少することも懸念される。

安定して事業継続をしていくためにも、今後、自然災害への事前対策がより一層重要になってくるといえよう。